## 職員等に対する罰則

職員等に対して、個人情報を漏えいさせた場合などに罰則が科されます。

対象者	対象個人情報	対象行為	量刑
・実施機関の職員若しくは	個人の秘密に属する事項	正当な理由がないの	二年以下の懲役又は
職員であった者	が記録された一定の事務	に提供したとき	百万円以下の罰金
	の目的を達成するために		
・実施機関から委託を受け	特定の保有個人情報を電		
た業務に従事している者	子計算機を用いて検索す		
若しくは従事していた者	ることができるように体		
等	系的に構成した個人情報		
	ファイル(その全部又は		
・実施機関において個人情	一部を複製し、又は加工		
報、仮名加工情報若しく	したものを含む。)		
は匿名加工情報の取扱い			
に従事している派遣労働			
者若しくは従事していた			
派遣労働者			
同上	その業務に関して知り得	自己若しくは第三者	一年以下の懲役又は
	た保有個人情報	の不正な利益を図る	五十万円以下の罰金
		目的で提供し、又は	
		盗用したとき	
実施機関の職員	個人の秘密に属する事項	その職権を濫用し	一年以下の懲役又は
	が記録された文書、図画	て、専らその職務の	五十万円以下の罰金
	又は電磁的記録	用以外の用に供する	
		目的で収集したとき	